平成２０年（フ）第１６５３号
広島市佐伯区藤の木３丁目21番22号
債務者　今田　博文
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９０８号
広島県廿日市市地御前５丁目22番26―１号
債務者　林　　敬子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１６８号
広島市南区西本浦町３番29号
債務者　川口美津恵
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２３５号
広島市西区庚午中１丁目９番31―507号
債務者　永野　誠悟
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１号
広島市安佐南区緑井２丁目24番10―103号
債務者　藤原　勝美
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４７号
広島市西区新庄町28番１―302号
債務者　中田トモヱ
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８８号
広島市安佐南区緑井７丁目19番30―103号
債務者　片岡　隆成
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９８号
広島市東区戸坂山根２丁目８番25号
債務者　太田　　健
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０号
北海道余市郡余市町入舟町83番地
債務者　芳賀　照子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１４号
山梨県甲府市国母５丁目17番７号
債務者　山縣ふみ子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１０４４号
高知県高岡郡日高村下分2109番地
債務者　垣内　迪子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０７０号
高知市長浜5421番地１
債務者　大﨑　夕奈
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０７８号
高知市薊野西町２丁目３番20号　第一薊野マンション２Ｆ北
債務者　石川　光治
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９号
高知市天神町５―40　浜田荘２Ｆ南、住民票上の住所高知市一宮東町３丁目13番５号
債務者　中内　宏次
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１１号
高知県南国市久枝60番地、住民票上の住所高知県南国市久枝11番地の９
債務者　吉良　　詮
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２３号
高知市高須２丁目19番12―304号
債務者　坂本　智生
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１７号
長崎県長崎市矢の平２丁目14番18号　大串アパート１号
債務者　牧島　道代（旧姓寺平）
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６号
長崎県長崎市泉１丁目７番24号　樫本アパート202、旧住所長崎県長崎市辻町24番５号　笹山方
債務者　山中亜由美
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係